



明治時代の階級・職制・時代背景

階級の変遷(長崎県)

明治5年2月 初めて「邏卒」が置かれた

6年3月 「検官・邏卒長・邏卒副長職掌握程」を定め、それぞれの任務や勤務方法が示されていた。

7年8月 「正副邏卒長・大中小邏卒」→「部長・1, 2, 3等邏卒」へ改められた。

8年10月24日 太政官達により、「邏卒」を「巡查」へ改め、「警部」が置かれた。「警察官担任事件」を定め、広汎かつ、具体的な警察の職務方針が示された。(抜粋)



- 安寧取締
 - 1, 公衆ノ為ノ番衛 他 54項目
- 水上取締
 - 1, 廻船取締並繫船取締 他 7項目
- 健康取締
 - 1, 牛豚屠場取締 他 26項目
- 風俗取締
 - 1, 学校私塾説教所監視 他 17項目
- 国事犯警防 3項目

本県では、9年1月12日、県下を7警区分に分ち毎区に出張所及び屯所をもうけた。これが警察区制の始まりであり、全県警察の組織化の始まり。

- ・ 明治11年1月18日 警察署並びに分署を創設。はじめて警察署・分署制度の出發を見た。警察署の職制は、署長・警部・巡查で構成された
- ・ 明治15年 署の分科を、従来の第1分科を「外勤」第2を「内勤」第3を「用度」と改称、15年1月、「警部補」の職を設置
- ・ 17年4月、「長崎県警察職務規程」を策定、新長崎県警察を標榜し、署・分署における「警部・警部補・巡查」各階級の持ち場が明確にされた。

明治～時代背景

明治10年9月初旬 県内初コレラ患者発症 ～12年までの総数1300余名
この間、西南の役最中であつたため、未曾有の激務に明け暮れた。

ここから大正末期まで感染して死亡、殉職した警察官は11名と記されているが、記載にない殉職者が他にもあつたと推測されている。